

介護老人保健施設かがやき（通所リハビリテーション）運営規程

（目的）

第1条 この規程は、介護老人保健施設かがやきが行う通所リハビリテーション（以下「通所リハ」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

- 2 通所リハは、介護保険法（平成9年法律第123号、以下「法」という。）に基づき、要介護と認定された者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営方針）

第2条 通所リハは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、居宅介護支援事業所等が作成する居宅サービス計画に沿って計画的にリハビリテーションを行うよう努めるものとする。

- 2 通所リハは、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導または説明を行うよう努めるものとする。
- 3 前2項のほか、豊中市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年豊中市条例第69号。以下「市条例」という。）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。
- 4 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（利用者の定員）

第3条 通所リハを提供するための利用定員は、介護予防通所リハビリテーション（以下「介護予防通所リハ」という。）の利用者と合わせての利用定員（定員57名）を超えない範囲とする。1単位目 37名 2単位目 10名 3単位目 10名

（実施日及び実施時間）

第4条 通所リハの実施日は、次に掲げる日以外の日とする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、これを変更し、または休止することができる。

1 単位目

- (1) 日曜日
- (2) 12月31日から翌年の1月3日までの日

2 単位目

- (1) 土曜日・日曜日
- (2) 12月31日から翌年の1月3日までの日

3 単位目

- (1) 土曜日・日曜日
- (2) 12月31日から翌年の1月3日までの日

- 2 通所リハの実施時間は、「1単位目 9時から17時」「2単位目 9時から12時10分」「3単位目 13時30分から16時40分」までとする。ただし、業務上管理者が必要と認めるときは、予め変更することができる。

実施時間 居宅サービス計画書に沿った実施時間とする。

(通常の実施地域)

第5条 通所リハの通常の実施地域は、豊中市の区域とする。

(職員の区分と配置人員)

第6条 通所リハを行うため、次に掲げる職員を置き、必要に応じて増員することとする。

なお、介護予防通所リハの利用者を含めた人数に対する職員配置とする。

管理者（医師）（1人）、看護職員・介護職員4人以上、理学療法士・作業療法士2人以上、管理栄養士1人以上（看護職員・介護職員を除く職員は施設サービス業務と兼務）、事務員 実情に応じた適当数、（調理業務は委託とする。）

なお、管理者は、介護保健施設サービスの管理者が兼ねる。

(職員の職務内容)

第7条 職員の職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者（医師）

通所リハの業務を統括するとともに、利用者の健康管理及び医療の措置を講じる。

(2) 看護職員・介護職員

管理者の指示のもとに、看護職員は利用者の保健衛生・看護業務を行い、介護職員は利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

(3) 理学療法士・作業療法士

管理者の指示のもとに、利用者に対し機能訓練・指導等の業務を行う。

(4) 管理栄養士

管理者の指示のもとに、利用者等の食事献立に関すること及び利用者に対し栄養指導並びに栄養管理業務を行う。

(5) 事務員

管理者の指示のもとに、事業の運営事務及び施設の維持管理業務を行う。

(利用者の資格)

第8条 通所リハを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 法の規定による通所リハに係る居宅介護サービス費の支給に係る者

(2) 法の規定による通所リハに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る者

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第34条の2第2項の規定による居宅介護（法第8条第8項に規定する通所リハに限る。）に係る介護扶助に係る者

(利用申込)

第9条 居宅介護支援事業者等による居宅サービス計画が作成された者であって、通所リハを利用しようとする者は、別に定める通所リハサービス利用案内（重要事項説明書及び個人情報の使用に関する説明書）に同意の上、利用申込書（別紙「様式1」）を管理者に提出するとともに、法に規定する被保険者証を提示しなければならない。

2 前項の利用申込書には、主治の医師の診療情報提供書を添付しなければならない。ただし、管理者が必要でないと認める場合は、この限りでない。

3 前項により通所リハの提供が適切であると認めた場合は、承諾書（別紙「様式2」）を利用申込者に交付しなければならない。

(通所リハの内容)

第 10 条 管理者は、利用者に対し次の各号に掲げる内容の通所リハを行うものとする。

- (1) 通所リハは、居宅介護支援事業者等が作成する居宅サービス計画に沿って作成した通所リハビリテーション計画を、利用者又は家族へ説明ののち、同意を得て交付し、その計画に基づき行うこと。
- (2) 機能訓練は、理学療法士または作業療法士の指導に基づき行うこと。
- (3) 提供する食事は、栄養並びに利用者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものとする。
- (4) 配膳をする時間は、特別な理由がない限り、昼食 12:00 とすること。
- (5) 利用者に対する送迎サービスは、必要に応じて実施すること。
- (6) その他通所リハの提供にあたっては、利用者の自主性を尊重し、開放的な運営に努めること。
- (7) 入浴は、居宅サービス計画に基づき、適切に行うこと。
- (8) 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないこと。ただし、やむを得ず身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行った場合は、その内容を診療録等に記録すること。
- (9) 栄養管理、口腔衛生の管理を行うこと。

(利用者の留意事項)

第 11 条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 団体生活の秩序を守り、相互の和に努めること。
- (2) 他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外において火気を使用しないこと。
- (4) 現金及び貴重品を持ち込まないこと。
- (5) 宗教の勧誘、特定の政治活動及び営利行為をしないこと。
- (6) ペット等を持ち込まないこと。
- (7) その他職員の指示に従うこと。

(終 了)

第 12 条 通所リハを受けている者が、次の各号に該当する場合は終了とする。

- (1) 居宅サービス計画に基づく利用期間が終了したとき。
- (2) 通所リハの利用が継続して 1 か月以上なかったとき。
- (3) 利用者の病状、心身の状態が著しく悪化し、適切な通所リハサービスの提供が困難と判断されたとき。
- (4) 利用者が、前条に掲げる留意事項を守らないとき。
- (5) その他やむを得ない事情により施設使用が困難な状況となったとき。
- (6) 利用者が、要介護認定において自立または要支援と判定されたとき。

(利用料金)

第 13 条 通所リハに係る利用料金は、次の各号に定める額とする。

- (1) 法第 41 条第 4 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額

(2) 法第 42 条第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額

(3) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 34 条の 2 第 2 項の規定による居宅介護（法第 8 条第 8 項に規定する通所リハに限る。）の委託に係る額に相当する額

(4) 食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用について別表に掲げる額の合計額に相当する額

2 前項第 4 号に定める費用の額について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、利用者に対して変更を行う日の 1 か月前までに説明を行い、当該費用額を相当額に変更することができる。

（利用料金の徴収）

第 14 条 通所リハに係る利用料金の利用者からの徴収は、次の各号に定める額とする。

(1) 前条第 1 号及び第 2 号で定める額の負担割合に応じた額

(2) 前条第 4 号で定める額に相当する額

2 第 1 項各号で定める利用料金は、預金口座振替により各々から徴収する。ただし、やむを得ない事由がある場合等は、次の各号のいずれかの方法により各々から徴収することができるものとする。

(1) 現金による徴収

(2) 社会福祉法人大阪府社会福祉事業団が指定する銀行への振込みによる徴収

3 前項による徴収にあたっては、内容の明細を付した所定の請求書を発行し、受領したときは所定の領収書を発行すること。

（掲 示）

第 15 条 管理者は、施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院及び利用料等の重要事項を掲示すること。

（非常災害の対策）

第 16 条 非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を年 2 回以上実施する。

2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（苦情処理）

第 17 条 管理者は、通所リハの提供に係る利用者等からの苦情に対しては、迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講じること。

2 管理者は、提供した通所リハに関し、市町村が行う質問、照会及び調査に協力するとともに、指導または助言を受けた場合は、必要な改善を行うこと。

3 管理者は、提供した通所リハに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導または助言を受けた場合は、必要な改善を行うこと。

（記録の整備）

第 18 条 事業所は、指定通所リハビリテーションに関する市条例で定める記録を整備し、完結の日から 5 年間保存するものとする。

(個人情報の保護)

第19条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得るものとする。

(情報開示)

第20条 管理者は、前条の規定により収集した個人情報を利用者またはその家族等からの開示請求に対しては、豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例19号）に基づき適切な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第21条 事業所の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を漏らしてはならない。また、その職を離れた後も同様とする。

2 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(賠償責任)

第22条 利用者に対して行う通所リハサービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。また、当事業所の責めに帰すべき事由により、賠償すべき事故が発生した場合には、利用者に対してその損害を賠償するものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第23条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備する
- (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行う
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。

3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

4 施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理等)

第24条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管

理を適切に行うこととする。

2 施設において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

（虐待防止）

第25条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針を整備する
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する

2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体的拘束等の原則禁止）

第26条 施設は、入所者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（業務継続計画の策定等）

第27条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント防止に関する事項)

第28条 当施設は、「ハラスメント防止対策に関する基本方針」に基づき、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、次の措置を講じます。

- (1) ハラスメントを未然に防ぐため、従業者に対する研修の実施をしております。
- (2) ハラスメントに関する相談、分析等実施体制の整備をしています。
- (3) ハラスメント行為者が利用者またはその家族であり以下に掲げる迷惑行為のように著しく常識を逸脱していると考えられる場合において、当施設からの申し入れにもかかわらず、改善の見込みがないと判断した場合は、担当者の変更やサービスの中止またはサービス利用契約に基づく不信行為として契約の解除を行うことがあります。

【利用者や利用者家族から当施設の職員に対する迷惑行為】

- ・当施設を通さない状況での職員によるサービス提供や個人的な連絡（個人契約など）
- ・当施設職員の自宅住所、電話番号などの個人情報に関する聞き取り
- ・当施設職員の無断での写真や動画の撮影
- ・暴言、暴行、嫌がらせ、誹謗中傷、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント
- ・その他厚生労働省で発表された参考資料に記載の行為

(その他運営に関する留意事項)

第29条 施設は、全ての施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第30条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- この規程は、令和2年 4月1日から施行する。
- この規程は、令和3年12月1日から施行する。
- この規程は、令和4年 2月1日から施行する。
- この規程は、令和4年12月1日から施行する。
- この規程は、令和5年 1月1日から施行する。
- この規程は、令和5年 9月1日から施行する。
- この規程は、令和5年10月1日から施行する。
- この規程は、令和6年 4月1日から施行する。
- この規程は、令和7年 5月1日から施行する。
- この規程は、令和8年 8月1日から施行する。

別表

<運営規程第13条第1項第4号で定める額>

内 容		日 額 等	備 考
(日常生活に要する費用)			
食 費 (1食あたりの支払い。)	昼 食	1食 780円 (おやつ代115円を含む。)	利用日前日の正午 (12時)までに利用 中止等の連絡がない 場合は、左欄に掲げる 食費を徴収する。
お む っ 代	紙おむつ (M)	1枚 60円	
	紙おむつ (L)	1枚 70円	
	パンツ式紙おむつ (M)	1枚 55円	
	パンツ式紙おむつ (L)	1枚 60円	
	尿パッド	1枚 10円	